特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務				
②事務の概要	【令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和4年法律第64号)その 他関係法令に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するた め、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務を行う。 ・上記法令及び、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当 該支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において特定個人情報を取り扱う。				
③システムの名称	児童手当システム、児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
・子育で世帯生活支援特別給	付金該当者ファイル(その他世帯分)				

- 子育て世帯生活支援特別給付金該当者ファイル (その他世帯分)給付金対応ツール (ひとり親世帯分)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十
- 一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表 第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第73条第1号
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	第38号) 第11条 ・番号法第19条8号 ・行政手続における	持定の個人を識別す	実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 「るための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく (令和六年デジタル庁・総務省令第二十号) 第2条項番160

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども未来部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	那須塩原市こども未来部子育て支援課 〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号 0287-46-5533
	0207 40 0000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先 子ども未来部 子育て支援課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3 電話0287-46-5533						
9. 規則第9条第2項の適	1]適用した				
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	7年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

	保護評価書の	1三大尺			
				<選択肢>	
				1) 基礎項目評価書	
[基礎	項目評価書]		2) 基礎項目評価書源	及び重点項目評価書
				3) 基礎項目評価書記	及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関について	ま、それぞれ重点項	目評価書又は全項	目評価書において、リ	スク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネット	ワークシステムを	通じた入手を除く。	,)	
				<選択肢>	
目的外の入手が行われるリス			_	1) 特に力を入れてい	る
クへの対策は十分か	[+	分である]	2) 十分である	
				3) 課題が残されてい	る
3. 特定個人情報の使用					
				<選択肢>	
目的を超えた紐付け、事務に		0 -6-	-	1) 特に力を入れてい	<i>i</i> a
必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十	[+	分である]	2) 十分である	
分か				3) 課題が残されてい	5 5
				<選択肢>	
権限のない者(元職員、アク	Г	分である	1	1) 特に力を入れてい	る
セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへ	[+	カでめる	J	2) 十分である	
の対策は十分か				3) 課題が残されてい	る
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	£		[〇]委託しない
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	ŧ		<選択肢>	〇]委託しない
委託先における不正な使用		Æ	1		
	の取扱いの委託 [Æ]	<選択肢>	
委託先における不正な使用		ŧ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい	^ব
委託先における不正な使用	Г			<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	^ব
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г			<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	¹ ব
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[[<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	·る ·る O]提供・移転しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転	Г			<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい 除く。) 「 <選択肢>	·る ·る O]提供・移転しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる	[[<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい 除く。) 【 (選択肢> 1) 特に力を入れてい	る る O]提供・移転しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる	[云(委託や情報技	€供ネットワークシス	ステムを通じた提供を]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい () () () () () () () () () ()	る る O]提供・移転しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[云(委託や情報技	€供ネットワークシス	ステムを通じた提供を]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい (選択肢> 1) 特に力を入れてい (選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	る O]提供・移転しない る
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ	[c(委託や情報技 [cステムとの接続	そ供ネットワークシス	ステムを通じた提供を] []接続	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい (る 〇]提供・移転しない る 〇]接続しない(提供)
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[c(委託や情報技 [cステムとの接続	€供ネットワークシス	ステムを通じた提供を]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい 除く。) 【 〈選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) 【 〈選択肢>	る 〇]提供・移転しない る 〇]接続しない(提供)
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ	[c(委託や情報技 [cステムとの接続	そ供ネットワークシス	ステムを通じた提供を] []接続	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい は () () () () () () () () () (る O]提供・移転しない る O]接続しない(提供)
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ	[c(委託や情報技 [cステムとの接続	そ供ネットワークシス	ステムを通じた提供を] []接続	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい (る O]提供・移転しない る O]接続しない(提供)
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[c(委託や情報技 [cステムとの接続	そ供ネットワークシス	ステムを通じた提供を] []接続]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい (る O]提供・移転しない る O]接続しない(提供)
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[c(委託や情報技 [cステムとの接続	そ供ネットワークシス	ステムを通じた提供を] []接続	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい () (選択肢) 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) 【 く選択肢> 1) 特に力を入れてい () はい(入手) 【 () はい(れ)	る O]提供・移転しない る O]接続しない(提供)

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業		Ç]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている				
**************************************			2) 十分である 3) 課題が残されている				

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	fえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該職員に対し適正な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月6日	新規作成				
令和6年12月4日	個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項・番号法別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府/総務省令第5号)第74条・令和3年内閣府/総務省告示第1号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総理大臣が定める事務を定める告示)第1号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第135項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣庁・終務省令第五号)第73条第1号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和6年12月4日	情報連携ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 第121項番号 法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令(平成二十六年十二月十二日内 閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省 令第七号) 第59条の4	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条・番号法第19条8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の刑用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第二十号)第2条項番160	事後	
令和6年12月4日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	対象人数いつの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
	8.人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリス クへの対策は十分か。	-	十分である	事後	様式の変更
令和6年12月4日	8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	当該職員に対し適正な監督を行っている。	事後	様式の変更
令和6年12月4日	11.優先順位が最も高いと思われる対策	-	十分である	事後	様式の変更
令和6年12月4日	11.優先順位が最も高いと思 われる対策	-	当該職員に対し適正な監督を行っている。	事後	様式の変更
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	